カ　登録証明書等の写し
キ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し
ク　申請者が法人である場合においては、5⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並び株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、5⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
ケ　その他申請書提出要領に記載のある書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　申請書及び添付書類中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者
【建設工事】
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。
⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑸　建設業法第３条の規定による許可を受けていない者
⑹　経常建設共同企業体で、その構成員に⑴から⑸までに該当する者を含む者
【測量・建設コンサルタント等業務】
⑴　予決令第70条に該当する者
⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑸　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。
⑵　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。

6　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7　競争参加資格の有効期間
資格決定の日から平成27年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営規模等評価又は経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　持参及び郵送による提出先
受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１
電　話　03―5253―2111（代表）

別記２　郵送のみによる提出先
⑴　宮内庁
受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111 東京都千代田区千代田１―１
電　話　03―3213―1111（代表）
⑵　宮内庁京都事務所
受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611 京都府京都市上京区京都御苑３
電　話　075―211―1211（代表）
⑶　警察庁
受付窓口　警察庁長官官房会計課営繕係
所在地　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２―１―２中央合同庁舎第２号館
電　話　03―3581―0141（代表）

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する那覇港（浦添ふ頭地区）臨港道路（浦添線）海側橋梁上部工工事は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成24年10月24日
沖縄総合事務局開発建設部長　中野　則夫

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名　那覇港（浦添ふ頭地区）臨港道路（浦添線）海側橋梁上部工工事
2　工事場所　沖縄県浦添市西洲地先
3　工事内容　ＰＣ片持箱桁製作工、支承工、架設工
4　工事区分　港湾土木工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成24年10月25日から平成24年11月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時15分まで
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　構成員の数は、２社または３社とする。
⑵　構成員の組合せ　構成員の組合せは、当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　すべての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。